

昭和五十二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポ幡ヶ谷九〇四 電話(03)37714649 FAX(03)37714649  
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

### 〈もくじ〉

#### ■巻頭言■

戦後最悪の学習指導要領改訂……………2

「組織分裂」の不幸の回避、克服を……………3

——自治体労働運動への問題提起——……………6

組織の防衛・強化が大会焦点に……………6

——自治労第五回大会から——……………7

資料 自治労産別強化・組織防衛闘争の推進について(自治労)……………7

臨時大会決定と今後の課題……………10

——労働問題をめぐる日教組の動向(二)——……………14

「大喪の礼」と憲法空洞化策動……………14

「連合型統一候補」とわれわれの課題……………17

「社会通信社」の住所が変わりました……………18

# 旬刊 社会通信

NO. 399

一九八九年四月一日

一九八九年四月一日発行

(毎月一日・二日・三日発行)

## ■ 巻頭言 ■

## 戦後最悪の学習指導要領改訂

四月、春の芽ぶきと共に、小学校は喜々とした新入生たちで溢れる。誰もが眼を輝かし希望に満ちている。しかし、こうした子どもたちの中から次第に学校嫌い・勉強嫌いの子どもたちが生まれてくる。きわめて残念である。

三月一〇日、文部省は幼稚園から高校までの新しい学習指導要領案を発表した。

子どもたちが学校嫌いになる大きな要因は「詰め込み教育」「管理主義教育」「差別と選別の受験教育」等々にある。父母たちの期待は、こうした教育の是正にあることはいまでもない。ところが今回の学習指導要領には、そうした問題を解決する手段はない。

その内容は、①入学式や卒業式での「日の丸」「君が代」の強要、②道徳教育の強化、「日の丸」「君が代」の授業での指導の機会を増やす、③小学校一、二年の社会、理科を廃止し、新たに「生活科」を設ける、④中学校の選択履修を拡大する、⑤高校の社会科学を解体し「地理歴史」「公民」の両教科に編成する、⑥科目の内容に、国際化、情報化などを盛り込む、わが国の文化、伝統も重視する、などが主な改訂点である。

このように内容はまさに臨教審答申にある戦後政治の総決算といえるものである。

西岡文部大臣は、記者会見で『日の丸』『君が代』の指導に従わない場合は処分する。』と述べ、教科書に「日中戦争」を「日華事変」と表記する。中島前文部大臣の反対した東郷平八郎を登場させる（君死にたもうことなかれ）の与謝野晶子は外された）などの国家主義的姿勢を明らかにした。それに対して国民や諸外国から批判の声が出されている。

また、高校社会科学は戦後民主教育のシンボルといわれてきたが、それも解体された。

子どもが学習でつまづき学校きらいになる要因は「漢字」と「算数」にあるといわれている。

漢字学習の数は、小学校一年で八〇字（現行七六）、二年一六〇字（現行一四五）と低学年で増え、小学校全体で、一、〇〇五字（現行九九六）と増えている。ここでも当初削る予定であった「仁」が残るなど、文部省の姿勢が顔をのぞかせている。文部省は、「国語の時間が一、二年生では週に一時間増えており、過重負担にはならない」としているが、現場の教員は「低学年に字を覚える苦勞を知らない人のやること」と反発している。

算数は、小学校二年で体積の単位のみ、dl、mlをセットで教えるようにした。（現行ではmlは六年で教えている）。また掛け算の九九も従来どおり二年生だが、簡単な場合は二桁の掛け算も教えてよいこととした。ほかに、六年生に円柱、円錐、角柱、角錐の体積、表面積が入って来た。液体の容積の概念・単位を理解させることは難しいし、面積・体積などの計算が、入試問題のふるい分け用の難問奇問となることは明らかだ。

こうして小学校の教科内容はむずかしくなった。学習内容の理解の遅れる子どもも多くなるだろう。加えて指導要領は、中学校二年で能力別編成ができるようにした。

むづかしい教科内容と私立中学校への入試の激化、文部省の高校入試改悪の強化。中学校での能力別編成学級などの、差別と選別の体制は一体のものである。

日教組は「戦後最悪、最低の改訂」とその見解を発表し、現場の教職員、全国民に批判・検討を呼びかけ、父母・子ども・教職員が一体となって自主編成運動をすすめるよう呼びかけた。子どもの瞳を曇らせてはならない。子どもの教科書を眼を通そう。教育は国民のものである。

(西)

## 「組織分裂」の不幸の回避、克服を

——自治体労働運動への問題提起——

作業委員会の発足により、自治労も正念場をむかえる事になる。秋には、総評の解散がまっている。このような状況の下で、八九春闘の組織化などの課題をかかえながら、自治労の多くの単組や職場では、深刻な事態に直面している。このような状況の下で、活動家の皆さんは、この事態を肯定的にうけとめ、職場の仲間とともに、具体的な職場闘争の展開、地域闘争の前進のため元気で活動されている。それらの実態が全国各地から報告され社会通信などを通じて紹介されている。

前号の、労研センター「都職労友の会」の発足の報告は、全国の仲間と自治労組合員に、大きな力をあたえてくれたと思う。とくに、反連合・連合の問題、自治労産別の組織強化、地区労運動の継承・発展などとモデルはなくとも、自らの職場・地域の闘いを通じて展望を切り開きながら活動している仲間、一つの運動の方向性を指し示している。そして、先日「十月社」から発刊された「自治労運動と労戦統一」では、兵庫における、労戦に一つの展望を指し示す自治労運動の具体的な展開が報告されている。敬意を表するとともに、活動の指針としながら、階級的労働運動の再構築と前進のため、それぞれの戦線において、具体的に実践して行く決意を固め合いたいと思う。

以下、幾つかの点について、私なりの問題意識を提起したい。

数は力か？

労働組合の力は、団結力・組織力であり、歴史の発展の法則性で理論づけられている、階級闘争の組織としての実践そのものでありましょう。大きい事は、好事だとばかりに組合員に訴えている姿も見られ、民間の労働組合の理解を得なければ、官公労の組合要求は実現できないなどと説得する、何が何でも全統一だと言う図は滑稽でさえある。

数を否定するつもりはないが、中味が問題である。端的に言えば、反独占の立場に立ち得るかどうかである。古今東西を問わず、戦後四十年、日本の労働運動の歴史を見ても明白である。反独占・階級闘争の組織としての労働組合であることを否定するところに、連合の基本的な思想的基盤があることを知らねばならない。この思想は、日本社会党の変質を目論む動向と連動している事にも、厳しく対応が迫られている。

破産した「全統統一」論

自治労、官公労協などは、「全統統一」をめざし、作業委員会にのぞむと言っている。

総評は、とくに、全統統一は放棄している。その事に対して何の反対を反応をしないのが、官公労各単産の現状である。そして、自らは「全統統一」だと下部組織、組合員に対して強弁している。何とも、あつかましい図である。総評幹部は、明確にこの途を放棄しており、相手のある事であり、全民労協が「連合体」に脱皮した時点で、「全統統一」は何ら現実的な意味を持たなくなったと、正確に説明している。総評は、その後「労働界全体の統一」と言ってきた。にもかかわらず、組織に対しては、労戦の統一をすすめる

る大義名分として、「全統統一」をかかげねば、下部の理解を得られない実態を知っているから、幹部自身の本音を言わず、ごまかしている。最近では自責の念からか、カッコ書きで併立している。このような機関役員は批判されねばならない。これらの経過から、当然のこととして、連合は官公労との「合併」にあたり選別排除を原則として提起するのは、当然の事と言わねばならない。総評の幹部でもある官公労単産の幹部は、選別方針は撤回させねばならぬと強調される。だが、失礼かも知れないが、空虚さを感じる。総評の真柄メモ以来、選別方針を了解している中で、作業委員会にはいつて行き、具体的に何を主張していくか。明確に、正直に組織に対して答える義務が、幹部にある。産別自治労の中心的役割を担っている各府県本部の幹部の人達も、このあたりの実情を見極めて、単組に対する報告をして職場討議を起こすような指導性が要請されていることも知らねばならない。全統統一論が、言葉だけが一人歩きしている。

### 形骸化した組合民主主義の克服

総評解散、連合との合体吸収に見られる今日の事態を見るにつけ、注目すべき事の一つに、ここ数年の経過のなかで、もっとも重大な問題は、労働組合の生命線でもある組合民主主義の形骸化の実体である。幹部に、その責任の大半があることは言うまでもない。組織の解散を、その主人公たる組合員の同意を得る努力すら放棄し単産・単組の幹部だけの考えで、組織解散を決める事などは、労働運動のなかではまさに犯罪的行為であると言わねばならない。

組合民主主義と幹部請負闘争とは、まさに裏腹の関係にある。労戦をめぐる経過のなかで総評幹部がとってきた対応は、主人公たる組合員を全く無視した、幹部請負どころでなく、独善的な許されない行為であり、歴史的にも総括されねばならぬ重大事である。

単産・単組にも、その影響は反映してくるものであり、大組織（数的に）になるほど、これらの事態は、悪い面で伝播している。職場闘争、大衆闘争不在の単組では、その傾向は強い。これらは、今、総括的に克服されねばならないし、他山の石として今後の組織活動において教訓として生かされねばならぬ。

階級闘争の前進にとって、民主主義の問題は重要な課題である。

### 反連合の進路

労戦をめぐる具体的な職場討議では、当然のこととして三つの意見が出る。反連合か、連合か、現状かという事である。いずれにしろ組織問題であるだけに、徹底した討論を経ても、民主的な組織的な対応が求められるのである。

連合路線は、階級闘争を否定するものであり、資本主義体制の今日的な、生産関係をすら認めない事にも通づるものであり、誤った世界観・思想であることは言うまでもない。総評路線とは敵対する路線でもある。

自治労は、連合路線を全面的に肯定はしないにしろ、報告される経過から見れば、要求はすべて一致するなどと言いながら、連合路線に追随させられる危険性が充分にあるように見える。自治労は、自らの運動の規範である綱領をもっている。その具体的な見直しを提起しない以上、連合の綱領とは矛盾するものがある。矛盾した二つの綱領を持つ事は

できない。私たちは今、自治労綱領の具体的実践の運動を広げなければならぬ。

自治労が、連合路線に屈服することになれば、自治労綱領の廃棄が提起される時があることは必至である。作業委員会の中で、どこまで自治労の原則的な見解を押し込むことができるのか分らない。見守るだけでは不十分であり、職場では、労戦問題の討議が広まっではいるが、なお一層、連合の本質についても八九春闘の取り組みのなかで実践的に克服して行く事が重要であり、目的意識的な提起が望まれる。その過程のなかで、現実的な意味をもって連合路線の矛盾が組合員の前に明らかになるはずである。そして労戦統一そのものの在り方も含めて、具体的な職場討議の課題としてあがってくる。すでにそのような認識が職場段階で見られることを重視して行きたいと思う。そしてこの間の運動を通じて、単組職場を通じて、とくに役職員幹部は、それぞれの組織の意見を忠実に、各級機関に反映させ、民主的な手続を守らせねばならない。

#### 組織分裂を克服するために

統一労組懇自治体部会は、発展的に、自治労産別の別組織を展望しながら活動をすすめており、大阪府職労に例をとって見れば、自治労の労戦方針には反対であり、誤った方針だから反省を求めるために、自治労への組合費の納入は当面凍結する、一切の行動指令は返上するなどという、まさに暴挙を単組の十二月定期大会で決定した。もちろん、大会は荒れて、反対する支部代議員は退場した。残った代議員でもって議決し、上記の自治労に対する組合費納入などが、一月から凍結実行されている。

これほどまでしなければならぬ事情があるのだろうか、その理不尽さに困惑していたのだが、背景があった訳である。昨年十一月に自治体部会の組織改変を一月に予定している立場上、そして、全国的にも、かなりの役割を課せられていた、大阪の中心組合として、組織混乱があるうとも、年内に、組織の承認をしておく必要があったのであろう。

重要な組織問題であるがゆえに、事前に方針の変更を求める行動があったが、一切の妥協はあり得ないとの硬直した態度であった。よほど強力な外部からのシバリがあったと思われる。自治体部会の改編に、組織的参加は止められないにしても、自治労に加盟している以上、方針に反対だというだけで、組合費納入を凍結するような行為は許せないとして、話し合っても、拒否されたのである。

府職労の規約では、組織問題についても、一般の議事と同じ取扱いで、賛成多数決で議決することになっている。規約が、そうなっていると、今日の状況下で、執行部としては、組織問題だけに、十分な職場討議と配慮が然るべきであったと思う。

いずれにせよ、組織問題の機関承認の手続きは、最重要議題は、組合員の全員投票によるのが原則である。他の組織問題の場合は、大会承認で処理すべきである、定足数は、それぞれ三分の二条項による承認とすべきである。ただ、府職の場合、組合員の五分の一の発議で、委員長信任を求めるリコール制度があり、現在それによる信任投票の期間中である。この教訓として、この暴挙は、組織活動を通じて批判され、克服されねばならないが、労戦をめくって組織分裂が起こるほど、不幸な事はない。単組はもちろん、単産の分裂は克服し回避されねばならない。

(宮田次翁)

## 組織の防衛・強化が大会焦点に

——自治労第五五回大会から——

自治労、日教組はどうなる。総評労働者はもちろん連合・全官公 政府・財界がもっとも注目しているのがこのことだろう。二つの組合の動向は、混乱の極に達しつつある現政局とも深く結びついているからだ。リクルート疑獄、消費税導入・年金大改悪と自民党一党支配体制は根本から振り動かされ、竹下内閣支持率はわずか一三%にまで低落した。このとき、自民党・財界に攻撃を集中するのではなく、統一の名による労働運動「分裂」の不幸がとりざたれている。残念なことである。第五五回自治労大会を取材した。くわしい報告は次号に譲り、特徴点のみにふれておきたい。

第一。大会の柱は二本あった。一つは「自治労八九国民春闘方針」、もう一つは「自治労産別組織防衛・強化闘争方針」だ。

第二。論議の焦点は「自治労産別組織防衛・強化闘争方針」にあった。組織問題がさらに深刻化したとの印象だ。それは同議案で①七県（岩手、埼玉、千葉、静岡、愛知、京都、愛媛）に「本部連絡事務所」の設置、②中央執行委員（臨時）、書記の配置など当面の措置方針が提起されたこと、さらに「全国連絡協」の結成に名をつらねた岩手、千葉、京都、大阪府職、愛媛の各委員長の離席専従役員登録取り消しが提案され、採決の結果、可決されたことだ。また方針提起にさきだつ委員長あいさつで高野氏は「少なくとも意見が違うからといって自らをカヤの外において筋違いな批判だけを集中し、分裂行動を展開している共産党・統一労組懇のような無責任な態度をとることは許されない」と述べた。

第三。「自治労は産別機能を失った」として①組合費納入凍結、②機関会議欠席、③役員のパ遣拒否をとっている統一労組懇系七県本部は昨年末の中央委と同様に不参加だったことだ。

第四。都職労、横浜市従の代議員は「自治労のとるべき道は連合反対しかない」「組織防衛闘争を撤回せよ」とせまった。また長野他いくつかの県本部は「①自治労三原則を作業委で堅持して参加するという決意を示してほしい②作業委の経過を逐一報告し組織討議してほしい」と注文をつけた。これにたいし書記長は「官民対等、選別させない、地域運動重視などで臨む。節々で経過を明らかにする」と答弁した。

第五。もっとも共感を呼んだのが兵庫の発言だった。日常闘争を背景に「①自治労の反独占の方針を統一論議に反映させよ②組織防衛も大切だが、自治労が組織を分裂させたという事にならないように③年金ストでは統一労組懇をふくめ全国に呼びかけよ」とせまった。書記長は「（年金ストライキで）統一労組懇を抱えてとはならない。統一労組懇の誤った指導から組合員を守っていく」と答えた。

この他、春闘論議では委員長が冒頭あいさつで「（年金改悪で）ストライキ体制を確立したい」と述べたことと関連しようが、「年金でストライキを」の発言がめだつた。これについては集約で「国会状況をみなくてはならないが、決めたらやりぬく」とどまつた。

統一労組懇系組合は三月一七日、「全国連絡協」を発足させる。また官民統一への作業委員会は第十一回首脳会談の結論によって三月二二日に設置される。第十一回首脳会談の結論は昨年の中央委、そして臨時大会での自治労中央の答弁をはるかにこえるものだ。自治労組合員の真価が問われるのは、したがってこれからである。

## 資料 自治労産別強化の推進について(一) (自治労) 組織防衛闘争

若干の経過と情勢

### 1、「統一労組懇」による分裂攻撃

(1) 「統一労組懇・自治体部会」は、昨年一〇月二三日―二四日に自治労に対する分裂組織Ⅱ「全国連絡協」結成構想を明らかにして以降、自治労の各県本部・単組に対して分裂・組織破壊攻撃を露骨に推し進めている。この一環として、岩手、埼玉、千葉、静岡、愛知、京都、愛媛の七県本部は、八八年八月の自治労定期大会で圧倒的多数の賛成をもって決定された労働戦線の全的統一方針を認められないとして、それぞれの機関会議で、①自治労本部関係組合費の納入留保・拒否、②自治労の機関会議・諸行動への参加拒否、③「全国連絡協」の結成への参加を決定した。そして、七県本部はこの決定に基づき、十二月開催の自治労中央委員会への出席をボイコットするという暴挙にでた。

(2) そして二月一七日に「全国連絡協」賛同組合代表者会議を開催し、吉田平「統一労組懇・自治体部会」議長以下二七名の連名で結成の呼びかけを發した。また、翌一八日には「統一労組懇」による階級的ナショナルセンター確立をめざす総決起集会在開かれ、「行動綱領案」「規約素案」も明らかにされ、分裂組織づくりの具体化が進められている。(3) この全体的な動向と軌を一にして、県本部の分裂を狙う「県連絡協」の結成が、茨城、岡山、大阪で行われた。それとともに、七県本部以外でも秋田、茨城、東京、神奈川、滋賀、和歌山、大阪、岡山、山口、福岡、長崎などの県本部の一部の組合が、組合費の納入の留保・拒否の暴挙に出ている。分裂を狙う「統一労組懇」系県本部・単組の幹部は、他単組を分裂行動に引き入れようと働きかけを強めている。

(4) 一月二七日―二九日には、「統一労組懇・自治体部会」の総会を開催し、分裂・組織破壊行動を全国的に強化することを確認している。これらの分裂・組織破壊行動は、当面、三月一七日開催予定の「全国連絡協」結成にむけて集約されようとしており、七県本部、「統一労組懇」系単組は、中央委員会や臨時大会などを開催して「全国連絡協」への加盟を強行しようとしている。

### 2、自治労分裂克服の努力

(1) 自治労本部は、「統一労組懇」による分裂攻撃に対して、組合費納入拒否・留保、機関会議ボイコット、指令・指示・通達に従わない、などの規約無視・違反に関する「事情聴取」を七県本部に要請し事態の克服の努力を行った。しかし、七県本部はそれすらも拒絶し、分裂をあくまで強行する姿勢を示した。

自治労は、七県本部の規約上の任務放棄にともなう加盟組合・組合員の権利が侵害され、産別運動の推進に重大な障害をもたらされることを克服するため、七県本部傘下の加盟単組に対し自治労本部関係組合費の預託と本部への通知を要請し、それによって本部と加盟組合の権利・義務関係の継続を確認する旨を通達した。この加盟組合・組合員の権利を保障するための当面の緊急措置に対しても、七県本部は妨害・敵対の態度をとり、分裂・組織破壊を傘下単組に強要する姿勢に終始している。

(2) この分裂・組織破壊攻撃に対して、自治労運動を推進する立場にたつ単組の努力や本部の単組オルグによって、自治労の要請に応ずる単組も着実に増加し、自治労への組織的・運動的結集が高まり、「統一労組懇」の分裂の目論見は大きく崩れつつある。そのことは、「県連絡協」の結成がわずか三県にとどまり、それへの結集も小規模になっ

ていることにも表れている。

(3) また、自治労本部からの諸文書・資料の当該単組への直送によって、諸会議・行動へ

の参加も確保され、運動的な結集の強化もはかられつつある。これによって、従来七県本部が情報を意図的に遮断し、「統一労組懇」の資料・宣伝物のみを一義的に流すことよって、組織操作を強行してきた非民主的な組織運営実態が明らかになっている。

(4) しかし、「統一労組懇」は分裂・組織破壊の強行をはかる意図を捨てておらず、自治労への誹謗・中傷が一層強められている状況も一部の県本部に出てきている。これを許さない取り組みの強化が求められている。

### 当面の取り組み

#### 1、春闘をはじめとする産別闘争の強化

(1) 春闘への取り組みを自治労方針に基づき強化し、自治労への組織的・運動的結集をはかる。特に、地域春闘、土曜閉庁・四週六休による時間短縮、年金改悪反対、「指曲がり症」をはじめとする労災・職業病闘争など、当面する産別闘争を推進することによって、運動の具体的進展のなかで「統一労組懇」による分裂・組織破壊攻撃の犯罪的な過ちを明らかにすることを重視する。

(2) 三・二町村職労決起集会、三・一七―一八の公務員共闘、官公労協の統一行動、三・二四―二五の春闘連絡会、総評・連合の中央行動への圧倒的な結集を実現し、その成功のなかから自治労運動の必要性・重要性を徹底させるとともに、闘争に敵対する「統一労組懇」の分裂主義の実態を明らかにする。

#### 2、「全国連絡協」、「県連絡協」へ参加させない取り組みの強化

(1) 三月一七日に九段会館で開催されようとしている自治労の分裂組織Ⅱ「全国連絡協」結成総会にむけて、分裂組織への参加の策動が強められているが、これを許さない取り組みを全国的に強化する。

(2) 七県本部は、民主的な討議・手続きを一切抜きにして、県本部一括して「全国連絡協」へ移行させることを狙っており、このことの過ちを組合員一人ひとりに明らかにし、大衆的に糾弾して正す取り組みを進める。七県本部以外の県本部においても、「統一労組懇」系単組の「全国連絡協」参加を許さない取り組みを、組合員一人ひとりに真相を周知し大衆的なたたかいとして強化する。「県連絡協」結成を最小限にとどめ、分裂・組織破壊を狙う策動が極少数の分裂主義者によるものである実態を明らかにする。

この取り組みにあたって、地連内の連携を強め、県本部の指導性を確立し、単組間の連帯をはかることを重視し、産別全体のたたかいとして推進する。

(3) 分裂組織の結成の呼びかけを行う、また分裂組織の役員に就くなど、産別運動を推進する本来の任務から著しく逸脱し組合員の信託に反する離籍役員については、登録の取り消しを機関会議に対して求め、その決定を経て実施する。

#### 3、七県本部に対する当面の措置

七県本部の決定および行為はいずれも自治労の組織規範である自治労規約に違反するのみならず、組合の団結の基礎である民主的運営を破壊し、分裂を持ちこむものである。また、傘下の加盟組合・組合員の自治労機関会議への参加権をはじめとする規約上の諸権利を著しく侵害するものに外ならない。なによりもその地域で自治労運動を阻害し組合員の利益を損っている。自治労本部の、七県本部に対する不正常な運営を正すための「事情聴取」すら拒否し、七県本部は不正常な事態の進行を放置したまま分裂組織結成に突き進もうとしている。こうした事態に対し自治労は、予想される「全国連絡協」結成とそれへの加盟という新たな事態を踏まえ、七県本部が規約上の県本部の任務を意図的に放棄し、正当な機能を喪失していると判断し、七県における自治労運動強化のため当面、次の措置をとる。

(1) **本部連絡事務所の設置と役職員の配置** 七県本部の任務放棄、正当な機能喪失にと



なう自治労運動の停滞を克服するため、本部連絡事務所を設置する。そこに中央執行委員（臨時中央委員）、書記を配置し、闘争推進、組織運営に必要な措置を行う。

①自治労本部からの指令・指示・通達・資料などを的確に加盟組合に伝達するとともに、それにとまらぬ産別統一行動などへの結集をはかる指導を行う。②当面する八九春闘などの産別闘争の推進について、討論集会などを開催し闘争体制の確立をはかる。統一ストライキの指令権委譲の批准投票について、投票実施の指導、集約を行う。③県本部機能の回復にむけて、加盟単組に本部方針の徹底をはかる。④その他、自治労運動推進の必要措置を行う。

(2) **県本部の任務放棄にともなう当面の措置** 自治労の産別運動の継続・発展を確保し、かつ加盟組合・組合員の諸権利、とりわけ運動にともなう弾圧・処分などに対する組織的保障を行うために、当面七県本部に対して次の措置を講ずることとする。

① 七県本部に対する措置 七県本部が自治労組合費等の納入留保・拒否を開始した時点から、納入留保・拒否を解除し正規に納入を完了するまでの間、七県本部に対して次の措置をとる。

(ア) 離籍専従役員補償交付金、休職専従補償交付金、県本部交付金、闘争交付金などの各種交付金の交付を留保する。(イ) 救援適用にともなう各種給付金、負担金などの交付を留保する。

② 七県本部の各単組に対する措置 各単組は、自治労本部関係組合費の納入意思を明確にするため、(ア)「自治労本部納入分」の特別の口座を開設して預託を行う。(イ) 預託した口座の残高証明および納入人員等の明細書を自治労本部に送付する措置を行うこととする。(自治労情報指示八八第二号、一九八八年二月二十五日付で通知済)。以上の措置を前提として、次の措置を講ずる。

(ア) 自治労機関会議への傍聴参加を保障する。(イ) 諸会議・集会、行動への参加を保障する。(ウ) 闘争指令要請に基づき指令を発する。(エ) 闘争指令に基づく行動にともなう賃金カット補償、救援適用の措置を行う。(オ) 顧問弁護士、顧問医師の相談等の要請に応じる。(カ) 情報・資料等の提供の要請に応ずる。

4、**重点県本部・単組に対する組織対策の強化**

(1) 分裂組織Ⅱ「全国連絡協」への参加を志向する「統一労組懇」系単組への組織対策を強化する。特に、組合費納入拒否・留保、機関会議ボイコット、諸行動への参加拒否などを決定した単組について、重点的に対策を行う。これらの単組は、本部、県本部の指導・説得などを拒絶し、組合員に十分な情報を提供することなく、民主的な討議も保障しないまま、執行部の独断で分裂を強行しようとしていることから、事態を組合員全体に明らかにする取り組みを重視する。

(2) 取り組みを大衆的に進めるため、県本部に組織闘争本部を必ず設置し、本部、地連との連携のもとに、自治労運動推進の組合員の結集をはかり、大量動員による集中オルグの実施、宣伝物の全組合員配布の系統的实施などを行うとともに、独断で分裂を強行しようとする執行部を批判し、その改革をめざす組合員への支援活動を強める。

(3) なおかつ規約違反の行動をとりつづけ、分裂組織への加担を強行する単組に対しては、毅然たる組織的措置をとることを検討し、事態の進展に応じて実施する。

5、「**全国連絡協**」参加単組への組織的措置 自治労の組織破壊・分裂を狙う「全国連絡協」に参加を強行する単組に対して、重大な決意をもって、組織的措置を講ずることを、本大会の名をもって警告する。具体的な措置については、事態の進展に応じ、機関の意思を確認する手続きを経て実施する。

6、**自治労規約違反の県本部規約改正の勧告** 自治労を分裂させる目的のために、県本部規約を自治労規約に反して改悪した県本部に対し、即時に改正するよう勧告する。

## 臨時大会決定と今後の課題

——労働問題をめぐる日教組の動向(二)——

### 一、「三重要課題」承認ボカした作業委参加

注目されていた日教組第六七回臨時大会（八九年三月九・十日、東京・社会文化会館）が終った。主要議題は、「八九国民春闘を中心とする当面の闘争方針案」にあったが、二日間の討論の焦点は労働問題——首脳会談の経過・合意内容の評価、三月二二日発足の作業委員会参加の是非、統一準備委員会→新「連合」への態度に集約される。

この臨時大会では、執行部提案通り（日教組第六五回）福岡大会の決定（注1本稿末尾に内容掲載）と首脳会談にもとづき、官民一体の全的統一による一國一ナショナルセンター実現のため……三月に設置される作業委員会には、官公労の各単産とともに参加することとし、綱領、規約、方針など重要事項の解決に努力することが決まった。当然のことながら方針案に対して、いわゆる社会党左派系、統一労組懇系教組から数多くの修正案が出されたことは言うまでもない。

この日教組の労働方針に対し、例えば「毎日」（三月一日）は「日教組反主流派「吸収合併」と反発。九月の定期大会、分裂の可能性も」と報じた。その根拠として「（作業委参加は）日教組が官民合同でつくる新ナショナルセンターに加盟することを意味している」「主流派の左派の一部に、作業委への参加に根強い抵抗があるうえ、反主流派は「連合路線に屈服するもの。多数で決めても我々は絶対行かない」と強硬に反対している」「このため九月予定の定期大会で新ナショナルセンターへの加盟を正式に機関決定する際には、主流派と反主流派の対立が決定的となり、日教組分裂の可能性が強まりそうだ」ということをあげている。

この内容は、厳密な意味ではむしろ正確さを欠いているのだが、マスコミ報道としてはほぼ正しい内容と言えよう。この「毎日」は、執行部が作業委への参加を決めたのは、「新ナショナルセンター設立が大勢となっている労働界で、孤立化を避けたいとの気持ちがあったからだ」とコメントし、「大場書記長は官民統一でつくれる新ナショナルセンターに加盟することが日教組の影響力を保つことにつながるのと考えを強調した。主流派の右派も「現実的対応が必要」と執行部を一貫して支持した」と述べている。

「毎日」報道とは別に、われわれは労働運動の原則として常に「孤立化を避け」なければならぬ。われわれは、労働者相互間のあるいは未知の労働者との限らない団結と連帯の追求こそが、そしてまた、彼等との共同闘争の積上げこそが労働者の利益につながることを闘いの歴史のなかで肌身で実感しているからに他ならない。一方、かつての総評労働運動に限らず、これまで闘いの連続でもあった日教組運動のあれこれを例にとっても「現実的対応が必要」であるとして、実際には柔軟な闘争展開がおこなわれてきた——これが本来的な労働運動の姿と言えよう。

がしかし、最近の流行語である「孤立を避け」「現実的対応」とは、自らの課題に対して精一杯闘い抜くこと、その結果として次の闘いに向けて「現実的妥協も止むなし」（つまり、次の闘いに向けた闘争体制の再構築といった意味）と「一時休戦」する——ことを意味しているのではないと断言できよう。「孤立を避ける」とは、闘いを決意し組織する以前に（闘うことを避けた）他単産との横並びを意味しているし、「現実的対応」も、ギリギリの選択としての「一時妥協」ではなく自らの主張を実現するために行動し、その

主張点が多数派となるべく奮闘すること抜きに、自らの主体性を欠いた「あるがままの対応」ではない。端的な例を示せば、「連合」発足に至る総評指導部のそれであるし、さらに極端なのが「連合・総評首脳会談」にみられるこの一年余の総評の対応、と言うより「連合」への追従ぶりに、そしてまた、こうした流れを許容し追従してきた単産幹部たちの「指導」の無責任さにもその典型をみることができよう。

## 二、新ナショナルセンターと日教組

労戦問題はたしかに、日本労働運動の将来にとっても、日教組運動にとっても極めて重要な課題である。がしかし、着実に具体化されている臨調行革攻撃、日教組流に表現すれば臨教審路線の着実な教育現場への浸透——例えば、すでに昨年国会を通過した初任者（教員）研修制度、教員免許法の改悪、戦後最悪といわれる学習指導要領改悪による教育内容の反動化・国家主義化、差別・選別教育の推進、こうした攻撃下にあつて団結力（組織率）の低下が進み、役職員の減員措置をとらざるを得ない状況にたち至っている——この事態と進行中の労戦問題はどうかリンクしているのだろうか。「連合」、総評が進める労戦「統一」の流れに組みする幹部・活動家たちにとつても、「この流れに組みすること」が日教組運動の今日的課題を解決するためには不可欠だ」と自信をもって主張できる者はいまい。事実、二日間の大会討論を通じても説得力のある発言は皆無であった。「毎日」が紹介する「現実的対応で執行部支持」の神奈川や三重県教組の発言も、多くの組合員が「その通りだ」と思うような討論では決つてなかつた。

大場書記長は、臨教審路線に抗し草の根教育改革運動を国民運動として組織するためには、自民党支持層にも日教組運動を支持してもらつて、つまり、多数派工作に努力しなければならぬ——と強調した。一般的にはその通りであろう。がしかし、こうした一般論と新ナショナルセンターに加盟することは別のことである。こうした議論のたて方には飛躍がある。それだけではなく、論理のスリ替えがある。それは何故か。

日教組は、臨教審路線反対闘争の一環として「子どもの人権を保障する民主教育確立のたたかい」を進めている。具体的には、教育荒廃——登校拒否、いじめ、自殺、受験競争、中途退学、教師の体罰、低学力問題など——を克服し、子どもが、子どもとして育ち、人間として生きる権利を保障するゆきとどいた教育を実現する運動を例えば「子どもの人権を守る各界連絡会活動」という教育共同運動として進めている。それだけではない。「PTA、地域労働者をはじめ、民主的諸団体との交流を深め、学校、家庭、地域における教育力回復のとりくみ」も強めているという。これら、日教組が掲げる「方針」とその実践は正しい。がしかし、これらの運動方針それ自体が正しいということ、その運動が他の労働組合や労働者たちの間に拡まるということは別の話であろう。これまでの総評労働運動は、こうした運動を日教組だけの運動とせず、傘下単産、県評、地区労内に根づかせるための努力をしてきたと思う。だからこそ、これらの活動はなかなか思う通りには進展しないという現実がありながらも、日教組運動の主要な柱として存在してきた。日教組が主張し提起した活動（方針）それ自体を支持してきた総評労働運動の中でさえ、なかなか進まないという現実を直視し、そこを突破するために何が不十分なのか、何を改善すべきかをこそ真剣に考えることこそが問われているのではなからうか。

その視点があるいは反省を抜きに、ただただ多くの労働組合、労働者、勤労国民を対象に呼びかけの裾野を広げれば運動が進むわけでは決つてない。反「連合」の立場に立つ

ごく少数派の民間労働組合が大手資本と闘い、その闘いに勝っている例は数多く存在している。反「連合」ゆえに、「連合」は言うに及ばず、総評の支援もなく闘いに勝利している。闘う組織には、それを支持する無数の労働者の支援と共闘の輪が広がるのだ。数さえ多ければ闘いが前進するというような幻想を捨てることこそが日教組運動にとって克服すべき課題なのだ。と同時に、新ナショナルセンターは、これまでの総評とはちがい、日教組方針支持したり傘下単産に周知徹底させたりはできない組織なのだ。制度政策要求づくり中心の組織が「反自民・反権力」の闘いを常とする日教組の闘いを包みこむことなど期待できる筈がない。がしかし、日教組は作業委で福岡大会決定の内容を実現するために努力することを決定したのだから、そのために奮闘しなければならぬ。日教組執行部にとって、「多数派形成」の真価が問われる一月月である。

### 三、作業委の結果で日教組は最終判断

日教組第六七回臨時大会は、たしかに三月二日発足の作業委員会参加を決定した。執行部方針案は、その前提として日教組第六五回（八八年七月）「福岡大会決定」と「首脳会談の経過にもとづき」をあげた。この両者の間には大きな矛盾点があると思うのだが、そのことについては触れまい。

これに対し、統一労組懇系の東京都教組他二五教組共同修正案は「連合」方針にもとづいて発足する「作業委」不参加。「連合」不参加のすべての労働者・労働組合の総結集」をポイントにしたものであった。ここで注目すべきなのは、「階級的ナショナルセンターへの結集」ではなく、「連合」不参加勢力の総結集」を主張したことである。大会での討論では、執行部提案の方針案を「右転落の完成」ときめつけた発言が目立ったものの、この臨時大会方針決定「新「連合」への吸収合併とは判断していない結果の態度表明と言えよう。五月（連休明けか？）の作業委の結果をみて統一準備会参加の賛否を決める次期大会に組織的な結論を下す——という戦術の結果にちがいない。統一労組懇系のこの判断は、それなりに正しい。

事実、日教組方針は「作業委参加」統一準備会参加」を決めたわけではない。「作業委員会」綱領、規約、方針など重要項目の解決に努力する」とのべているのである。この結果の判断の上で「統一準備会・新ナショナルセンター参加」の賛否を次期定期大会で決めることになっている。だからこそ、いわゆる左派系教組の多くからはこの方針にかかわって数多くの修正案が出された。新潟高、佐賀、北海道、福岡、鹿児島、福島、鳥取高、山形高、石川、宮城、秋田、千葉高、沖繩高の二三県・高教組からである。そのポイントは、結論として「作業委不参加」を求める佐賀、福島、鳥取高、宮城、沖繩高と、「首脳会談の経過にもとづき」を削除し、日教組福岡大会で決定した方針を堅持した上で作業委参加を「条件つき」で認めるところとに大別できよう。

これら、いわゆる左派系教組に共通する主張点は日教組福岡大会決定堅持を前提に、「何よりも日教組の統一と団結を大事にしつつ」（鹿児島・秋田）、「日教組運動の原点にもとづき」（北海道）、「反臨教審・国民合意の草の根教育改革、反臨調行革、反戦・平和、反原発などの課題を基調に（作業委に）反映する努力」（北海道）、「産業別労働組合としての統一した闘う力量の再構築」、「日教組の統一と団結を最重視」（山形高）、「首脳会談の経過にとらわれることなく、日教組の統一と団結、民主教育確立の基本的態度を堅持し」（石川）、「日教組の統一と団結の強化を基本に、官民一体の全的統一の実現をめざして、綱領、

規約、方針など総体の見直しと三重要項目の撤回」(千葉高)——に分類できよう。いわゆる左派系教組の多くは、作業委の結論を一定程度見通しつつも、「何よりも日教組の統一と団結を大事にする」立場から、作業委での日教組執行部の日教組にとっての「重要課題解決の努力」を宿題として与え、その結果を待って「統一準備会→新統一ナショナルセンター加盟の賛否を最終判断しよう」という態度決定に、統一労組懇系教組も結果的には同調せざるを得なかったと言えよう。

#### 四、執行部に求められる不退転の決意

臨時大会最終日、方針案(修正案)採決に先だつて執行部(大場書記長)は見解を表明した。その要旨は「別々な者が一つになるのは容易ではない。信頼関係、運動課題、運動の進め方など……」「労働組合と政治集団のちがいを明らかにする必要がある。選別排除の論理はダメだ。連合の一部にその考え方が依然としてある。克服すべき重要な問題」「三重要課題とは関係なく統一労組懇の行動は批判されるべきだ。日教組は毅然たる態度をとる」とのべた上で、核心点である首脳会談合意の評価、「つまり作業委参加資格要件である」とについて「首脳会談は現実におこなわれており、このことを否定できない」としつつも「(日教組方針案にある)首脳会談の経過にもとづき」というのは、全面的にそれを承認したり、それを(代議員に)求めているのではなく、福岡大会決定で対処するということだ」というものであった。日教組は、冒頭紹介した方針と、この執行部見解をもとに三月一三日締切りの、「三重要事項を基本とする首脳会談合意にもとづき」という前提のある作業委に参加するだろう。執行部にとってはますます苦悩が続くにちがいない。

以上が日教組臨時大会の概要である。「作業委参加」の方針を打ち出したものの、方針の「経過と総括」の項で労戦統一の基本姿勢を「日教組の統一と団結を大事にしつつ、全ての労働者・労働組合の大結集による一国一ナショナルセンターの形成にあります」「また、反臨教審・国民合意の草の根教育改革、反戦・平和、反原発、民主主義を守るたたかいなど日教組がこれまでたかたかしてきた運動を全組合員の英知と力を結集」とのべられている。

つまり、日教組六〇万の団結体の維持、日教組の闘争路線堅持のもとで労戦統一を実現する、としている。これは、修正案を提出した、いわゆる左派系教組に共通した主張点でもあった。日教組方針を実現するには、これまでの総評・官公労協指導部の限界を突破し、作業委での孤軍奮闘を決意しなければならないだろう。がしかし、その決意と努力こそが日教組運動を前進させるために必要なのだ。

最後に、八八年七月の福岡(第六五回)大会方針を付記しておこう。

●日教組第六五回(福岡)大会方針要旨Ⅱ総評・官公労協の全的統一の方向を支持、そのため①全的統一の原則と方向堅持、②新たな綱領的文書で④平和運動への継続的とりくみ、⑤労働基本権確立、⑥教育臨調路線を排し、平和憲法と教育基本法にもとづく民主教育確立等をもりこむ。③選別や連合への吸収を許さず、官公労協の統一対応堅持、④総評、県評・地区労運動の果してきた役割を評価し、その継承発展の具体的かつたしかな見通しを示すこと、⑤五項目・三課題の問題点解決の努力。さらに、大会での修正案採決を前に、「労戦統一にあたりましても)反自民・反独占・反ファッショの立場を堅持しながら全的統一に努力する。この態度は今までもそうであったし、今後も変わらない」という日教組大会にとっては異例の執行部(大場書記長)見解が確認されている。

(労働戦線統一問題研究会 増田洋一郎)

## 「大喪の礼」と憲法空洞化策動

去る二月二十四日、政府は、三万二〇〇〇人の大警備網を敷く異常な状態の中で、旧天皇ヒロヒトの葬儀を実施した。一六〇余国の来賓を招き、天皇を国家の元首扱いすることを当然であるかの如く装い、そして天皇の葬儀を神道式で行うことを「伝統的儀式」と強弁し、数々の憲法違反を国民に押しつけた。

ヒロヒトの死を利用した憲法の蹂躪を、既に済んでしまったことと済ませるわけにはいかない。ヒロヒトの死を契機として保守層が狙う権威的支配体制の確立と正面から対決するためにも、ヒロヒト死亡に伴う諸事態が如何に憲法に反するものであったかを明らかにし、我々の反撃の視点を明らかにしておかなくてはならない。

### 〈ヒロヒト死亡後の諸儀式の反憲法性〉

1、まず第一に指摘されなくてはならないことは、ヒロヒト死亡後執り行なわれた、「剣璽等承継の儀」(一月七日)、「即位後朝見の儀」(二月九日)、「大喪の礼」(二月二十四日)の諸行事が、憲法の定める国民主権の原則に反し、憲法の定める政教分離原則(二〇条、八九条)を踏みにじって挙行された点である。

2、明治憲法の下での天皇は現人神(あらひとがみ)であり、国家の主権者であった。ここでは、今日のイランの如く、政治と宗教は一体化されており、異教の存在を許さない絶対的な禁圧体制がとられていた。それは、後進資本主義国として出発した日本が、帝国主義の市場・植民地分割の抗争の中で勝ち残るために、現人神たる天皇の下に国民を統合し、帝国主義戦争に国民を動員するためのイデオロギー的・政治的な支柱をなすものであったのである。しかし、第二次大戦の敗戦とその反省の下に定められた現行憲法においては、日本資本主義の攻撃的な「牙」の役割を果たした現人神であり主権者であった天皇の、神性を否定し、主権者の地位から追放すると同時に、宗教の自由を保障し、国家と宗教は関わりをもつてはならないとする政教分離の原則を定めたのである。明治憲法下での神権天皇制の著しい人権の弾圧、キリスト教や新興宗教への厳しい迫害の反省の上に立って定められた以上、憲法のそれらについての規定は厳格に守られなくてはならないことは言うまでもない。

ところが、ヒロヒト死亡後行なわれた諸行事は、全く旧憲法の下での方式を承継しているのである。「剣璽等承継の儀」はあくまで天孫降臨の際にアマテラス(天照大神)が与えたという「三種の神器」を新天皇に伝えるという神話に基づくもので、これを国事行為として公費をもって行なったことは、明らかに政教分離の原則に反するものであったし、「即位後朝見の儀」も、「臣民が参内して天子に拝謁する」ことを意味する以上、国民主権の原則を踏みにじった反動的な行事以外の何ものでもありはしなかったのである。アキヒトが如何に「国民の皆さんと共に」と庶民的ポーズをとり、これをブルジョワ・マスコミがたたえようと、その本質は、ヒロヒトの戦争責任を免責し、国民を足下においた新たな権威主義の構築を狙ったものと断ぜざるを得ないものである。大喪の礼に至っては、政府は宮内庁すら懸念していた、鳥居や大真榊を「葬場殿の儀」において設営し、しかも、そ

の後行なわれる「大喪の礼」出席者に、右葬場殿の儀に事実上出席せざるを得ぬよう強い。ここに至っては、単に政教分離という制度に反したというに止まらず、出席者の信教の自由に土足で踏み込み、思想・良心の自由すら蹂躪したと言わねばならぬであろう。

3、ところが、ブルジョワ・マスコミは、この様な憲法違反に目をつぶり、「しめやか」「おごそこか」に「伝統的行事」が行なわれたと評するのみである。「伝統的行事」だって？馬鹿を言っていない。天皇を徹底的な神道の守護神としてまつり上げ、他宗教と対立的な非寛大な軍神に仕立てあげたのは、たかだか明治維新後に過ぎない。考えてもみよう。奈良や京都の諸仏寺を建立し、あるいはその建築に協力したのは一体誰であったか。また、歴史をひもといてみれば、中世以降明治天皇の直前まで約五〇〇年以上、天皇家は事実上真言宗の檀家であり、天皇、上皇の葬儀は例外なく仏式で営まれて来たと言われている。即位の式も、古来唐風の儀式であったのが、明治以降神道儀式に改変され、後述の大嘗祭もまた室町時代から江戸時代の約二二〇年間以上挙行されることがなかったと言われているのである。ブルジョワ・マスコミのいう「伝統的儀式」とは、帝国主義国家の「牙」として海外の諸国民や、自らの国民に向けられた神権天皇制・国家神道によって創設された、国民教化のための権威的儀式のことを指すに過ぎない。「伝統的儀式」の名の下に、その宗教性をおおい隠すことができないのは勿論のこと、その言うところの「伝統」様式を是認すること自体が天皇制の果たした歴史的役割を免責し、神権天皇制を美化することとなり、日本国憲法の採用する国民主権・平和主義の理念に反するものであることを明確に意識すべきであろう。

#### 〈天皇の元首化狙ったイメージ・アップ〉

更に、第二の問題は、大喪の礼を訪れた一六〇ヶ国をこえる諸国の元首、王室関係者と新天皇アキヒトは積極的に会見を重ねたことである。天皇は、現行憲法上、何ら外交権限を有するものではない。「天皇は、この憲法に定める国事に関する行為のみを行ない、国政に関する権能を有しない」（日本国憲法四条一項）と定められているにも拘らず、政府は天皇が元首として何らかの権限があるかの如く外国元首、王室関係者を接待させ、会見させたのである。そこには、何ら権力をもたない象徴天皇制から、一步を踏み出し、圧倒的な権威を復活させ、自らの政治的・外交的な意図に天皇を利用していこうとする政府の姿勢が顕著に表われていると言つてよいであろう。

#### 〈過剰警備と国民主権〉

右に止らない最も重要であるのは、大喪の礼についての政府の姿勢である。それが端的に表われていたのは、三万二〇〇〇人も警察官をも動員した過剰警備体制であったと言つてよい。皇居、新宿御苑、八王子にかけては辻々に警察官が立ち、まさに首都は戒厳令という状態であった。

しかし、考えてもみよう。何をそこまでして守る必要があるのだろうか。現行憲法によれば、「天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する国民の総意に基く」とされているのである。あくまで、天皇の地位を支えているのが主権者たる「国民」の総意であるならば、天皇の葬儀を三万二〇〇〇人も警察

官を動員し、国民から隔離して守るべき必要はなかった。国民それぞれの自覚と発意と、自由な討論に委ねれば足りたはずである。それを、かくもものしい警備体制を敷き、国—地方公共団体—町内会、監督官庁—民間企業—従業員、文部省—教育委員会—校長—教員—生徒というタテの関係をフルに動員して喪に服せしめ、自粛を求めざるを得なかったところにこそ、現政府の国民に対する姿勢が表われている。要するに政府は、国民を主権者とし、信頼できる存在とは考えてはいない。三万二〇〇〇人も警備隊をもって戒厳令並の布陣を敷き、国民を圧迫してもなお守るべき支配層の利益があることを、大喪の礼において余すところなく示した。国民主権とは名ばかりの、一部支配層による国民支配がなされていることを示したと言つて過言ではない。しかも、その政府は、現在のリクルート疑獄の発覚に見られるように、財界と完全に腐敗した癒着関係にあることが明らかとなりつつあり、この様な中で保守・支配層が最後にすがりつき延命を求めようとすれば、早晚天皇の権威を巧妙に政治的に利用して来ることが考えられよう。

要するに天皇制は、戦後世界の再編の中で、アメリカの世界戦略において日本が社会主義への防波堤と位置付けられたことに伴つておかれた、「対社会主義」の最後の砦に他ならない。その意味で、徹底した民主主義、自由主義・国民主権の実現をめざす現行憲法の精神とそぐわないことは疑いを容れない。この意味において、天皇とその死をめぐる現在の状況の中で、天皇制が美化され、制度として恒久的のものと意識されることは、現行憲法自体のもつ、民主主義・自由主義・平和主義・国民主権の理念を弱め、最終的には個人の人権保障を弱めることになりかねないことを強く意識すべきであろう。天皇の問題は、とりも直さず憲法問題であり、これを避けては通れない。憲法のそもその理念をしつかり押さえ、我々の視点を正確に押し出すべきである。

#### 〈大嘗祭、靖国問題とこれからの闘い〉

さて、ヒロヒト死亡、アキヒト即位に伴う問題は、終わったわけではない。最も宗教性の高い大嘗祭をどうするかという問題が残されている。大嘗祭は、一年にわたる天皇の喪が明けた後、初めてできた穀物を天皇がアマテラス（天照大神）や他の神々、旧天皇の霊と共に食し、同衾することで、天皇が初めて神格を取得し、真の意味での「天皇」となるという儀式である。この様な儀式を国事行為として許すことは政教分離に反することは勿論、事実上神権天皇制の復活を許すことに他ならない。これを許すかどうかが今後の一つの正念場となろう。これを無制限に許すときは、ひいては靖国神社の国営化へも繋がりが、再び暗黒の時代へと繋がりがかねないことを銘記すべきである。もちろん、時代は一九三〇年代ではなく、国際環境も国内の状況も異なる。しかし、戦後資本主義社会の安定を支えてきたアメリカの圧倒的な力が後退する中で、力をつけてきた日本の役割の分担・増大が現実的課題として意識され、日本の支配層にとって、憲法自体が桎梏となっていることも確かである。その様な中で進んでいる現在の天皇をめぐる状況は、まさに「真綿で首を締め」る。如く、憲法の精神を扼殺し、新権威主義とでも呼ぶべき支配体制の確立が図られているとしか位置付けようがない。我々は、今一度憲法の精神に立ち返り、憲法問題として天皇問題に反撃していく必要がある。



## 「連合型統一候補」とわれわれの課題

前国会の社会党の近年にない毅然としたたたかいかいによって、社公民路線に破綻をきたし、連合幹部や政構権幹部は勢いを失いかけたかに見えた。しかし、参院福岡補選で、社会党公認候補が圧勝したことを契機に、連合幹部は再び元気をとりもどした。県民は消費税とリクルート疑獄に対する社会党の闘いを支持し、期待して投票したのであるが、連合幹部の諸氏は、連合が支援したから勝つたのだと、我田引水に力をいれている。

参院選の一名区では、先ごろまで連合も消極的であったが、三月にはいって社、公、民、連四党の選対委員長と連合事務局長とで、秋田、山形、宮城、山梨、岐阜、三重、福井、滋賀、奈良の九県で、「連合型無所属統一候補」を共同擁立することに合意した。

そのほとんどが、かつては社会党公認で勝利したことのある県であり、今日の「追い風」の下では岩手や福岡のように勝利も不可能ではないと思われる県である。

二名区で、京都、熊本とあわせ、連合は岡山を「重点選挙区」と位置づけ、社会党岡山県本部で決めた候補者がいるにもかかわらず、連合型無所属候補に変えようと強引である。

しかし、消費税等であるような態度をとった公明、民社や連合が推すようなあいまいな無所属統一候補で、支持がふえるだろうか。棄権がふえて、比例区へも悪影響しないであろうか。あれこれの幹部諸氏は、これら候補が当選してからはどの党にも属させず、院内新会派をつくり、野党再編の芽にしたい意向である。

しかも、一方では独占資本や自民党の意にそうかのように、小選挙区制支持をうちだしている。他方では社会党の基本政策変更、「社・民の歴史的和解」にとつて邪魔になる土井委員長を早期に退陣させるために、陰に陽に批判(悪口)を加えている。いっそのこと土井委員長を抱きこんでしまおうという戦術もあるらしい。委員長がいや気をさして、次期はおけると言い出すのをねらっているふしもある。今国会では、公・民との「修復」が重視されるあまり、自民党との対決が弱められてしまう恐れも生まれている。

自動車や電機は、物品税から消費税への切り替えで税率が下がることがあって、その影響力の強い連合は、もとより消費税に本気で反対しているわけではない。それは民社党に直接に反映している。連合の主要な幹部は、民社党とだけではなく、政府・自民党と財界・経営側に太い協力のパイプをもっている。その力を背景にして、大衆のさしたる支持はなくとも、社会党に大きな影響を与えようとしている。

総評が健在だった間は、その基本政策は社会党のそれとほとんど同じであり、個々の企業主義的な労組からの党への要請は、誤った内容であれば、総評の方針を防破堤として、党の方針がゆがめられるのを防ぐことができた。しかし総評の防破堤は消滅し、連合幹部の要求がストレートに社会党にふりかかろうとしている。このこれから押し寄せようとしている大波にくらべ、一昨年の基本政策を転換させようとした波は、まだはるかにおだやかで小さなものであった。あの第一ラウンドでは、われわれは党建協の設立をもって勝つことができたが、本格的なたたかいはこれからである。

この歴史的なたたかいに勝ちぬいて展望を切り拓くには、第一にわれわれは労働者をは

じめとする勤労国民大衆の気持を大切にし、それに依拠したたかいを組織し、広げることである。この間の自民党の悪政と腐敗をいきどおる勤労国民は公明党や民社党に期待しているのでもなければ、「連合型無所属統一候補」に期待しているのでもない。金はなくともきちんとたたかえる社会党の候補者が、一名でも出ることを期待しているのである。衆院の四、五名区ですでに一人とれているところでは、複数候補を立てて躍進することを社会党に期待しているのである。各県の同志諸兄はこの期待に応える取組みを展開する必要がある。

第二に、消費税、リクルート汚職、原発、基地、失業等々に対するたたかいを、選挙と結びつけて展開する中で、黨員をふやし、心ある黨員を一つの力に結集することである。連合幹部の攻撃にも動揺することのない組織的な基盤を、党内につくりあげることである。解党を許さない全国的な力を、勤労国民大衆の気持に依拠して下から結集することである。

その際、マルクス・レーニン主義の理論思想集団の強化があればよし、と考えるのは不十分である。もし原対協が組織されなかったら、科学的社会主義者だけの努力では、党も反原発（脱原発）等の基本政策を守ることがとづくに不可能であった。マルクス・レーニン主義者がもつとふえてたたかいたの先頭に立ち、あるいは縁の下の力持ちになることが必要なのはいうまでもないが、それだけではこれからの社会党を事実上の解党から守り、強化することは不可能であろう。マルクス・レーニン主義は勉強していないが、あるいはあまり好きではないが、非武装中立と脱原発の社会党を大きくしなくてはならないという、愛党心あふれる尊敬すべき黨員は全国いたるところにいる。

この愛党心を、党建協のような形で、全国的にもっと大きな一つの力に党内統一戦線として結集できなくては、総評なきあとと解党攻撃から社会党を守りぬくことはできない。われわれは過去のたたかひの中から、全国の心と活動を一つに結ぶ手段として、また党内の情報を正確に伝える手段として、「党建協ニュース」を軌道に乗せることにすでに成功している。党建協をすぐには創れない地域でも、この「ニュース」は、これから予想される攻撃に対して、かけがえのない武器となるであろう。

(H)

## 「社会通信社」の住所が変わりました

「社会通信社」は三月一七日より左記に移転いたしました。

渋谷区本町六丁目二八の二

コーポ幡ヶ谷九〇四

社会通信社・滝野 忠

TEL 〇三―三三三―四六四九

FAX 〇三―三三七―四六四九

労働金庫、郵便振替の口座番号は従来どおりです。なおいっそうのご愛読を心からお願ひ申し上げます。